令和5年分 相続税の申告事績の概要

令和6年12月金沢国税局

I 令和5年分における相続税の申告事績の概要

Ⅱ参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

Ⅲ e-Tax の利用状況等(トピックス)

I 令和5年分における相続税の申告事績の概要

令和 5 年分における被相続人数(死亡者数)は 40,267 人(前年対比 101.0%)でした。 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 3,325 人(同 96.4%)、その課税価格の総額は 3,992 億円(同 100.3%)、申告税額の総額は 452 億円(同 114.1%)でした。

〇 相続税の申告事績

年分等 項目			(注1) 令和4年分		^(注1) 令和5年分		対前年比	
1	(注2) 被相続人数(死亡者数)		人 39,887		人 40,267		101.0	
2	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数		外 573	人 3,450	外 533	3,325	外 93.0 9 6	% 5.4
3	課税割合 (②/①)			8.6		8.3		ポイント 0.3
4	相続税の納税者である 相続人数			人 7,544		人 7,191	95	% 5.3
(5)	(注3) 課税価格		外 324	^{億円}	外 310	^{億円} 3,992	外 95.7 10 0	%).3
6	税額			億円 396		億円 452	114	% 1.1
7	1 被 人 相 当 <i>t</i>	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,654 1	^{万円} 1,539	外 5,816 1	万円 L2,006	外 102.9 10 ⁴	% 1.0
8	続 た り 人	税額 (⑥/②)		万円 1,148		万円 1,359	118	% 3.4

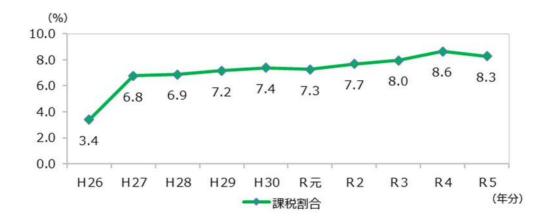
- (注) 1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
 - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。
 - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

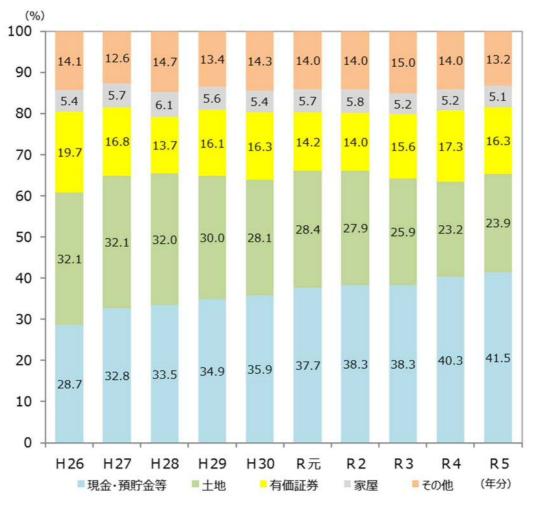
4 相続財産の金額の推移

(単位:百万円)

年分	土地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成26	74,103	12,450	45,415	66,286	32,661	230,915
27	92,265	16,513	48,139	94,096	36,193	287,206
28	94,062	17,866	40,341	98,344	43,249	293,862
29	95,419	17,833	51,133	111,103	42,714	318,202
30	90,098	17,506	52,287	115,080	45,831	320,802
令和元年	88,513	17,667	44,374	117,321	43,756	311,631
2	88,616	18,303	44,606	121,955	44,522	318,002
3	91,307	18,230	54,888	135,047	52,794	352,266
4	95,596	21,311	71,161	166,074	57,834	411,976
5	98,780	21,001	67,303	171,882	54,575	413,541

⁽注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

Ⅲ e-Tax の利用状況等(トピックス)

国税庁においては、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

相続税申告についても、令和6年度の e-Tax 利用率の目標値を48%に設定し、税理士会を通じた利用勧奨や相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨などを実施することにより、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

1 金沢局における令和5年度の相続税申告のe-Tax利用率は、42.0%

令和 5 年度における相続税の申告の e-Tax 利用件数は 2,007 件で、前年度に比べ 652 件増加し、e-Tax 利用率は 42.0%と、前年度に比べ 10.0 ポイント上昇となりました。



2 e-Tax の利用が更に便利に

相続税 e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しております。

また、これらの方策を掲載したリーフレットなど相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を国税庁 HP 内に開設し、周知・広報を積極的に行っています。

> 利用者識別番号の確認の簡素化(令和6年12月~)

財産取得者(相続人等)の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。

→ 財産取得者の暗証番号の再発行が不要な場合には、1件の変更等届出書で複数人の財産取得者の利用者識別番号の有無等の確認が可能となりました。

e-Tax マイページへの「贈与税申告」情報の追加(令和7年1月~)

- e-Tax マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去に e-Tax で提出された贈与税申告書が参照可能となります。
- → 令和7年5月以降は、e-Tax 上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士についても、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になります。